おしらせ　６月号

令和７年６月２日発行

社会保険労務士法人 作 道 事 務 所

労働保険事務組合 栃木労務管理協会

TEL　0285-23-6172 FAX　0285-23-7279

ホームページ https://www.sabg.jp

E－mail slm_info@sabg.co.jp

令和６年度確定 ・令和７年度概算 労働保険料申告について

労 働 保 険 料　第 1 期 分

納 期　6月20日（金）・・納付のご準備を

自動振替（T-net）ご利用の場合は、ご指定の金融機関から自動引落しとなります。
振込の場合は､下記金融機関にお振込下さい。振込手数料は貴社にてご負担お願いします。

振込先口座名義　労働保険事務組合　栃木労務管理協会　理事長　作道　義明

足利小山信用金庫	粟宮支店	(普)	001131	足利銀行	小山支店	(普)	348146
三井住友銀行	小山支店	(普)	122564	足利銀行	間々田支店	(普)	293181
栃 木 銀 行	小山支店	(普)	3736001	足利銀行	栃木支店	(普)	1001191
常 陽 銀 行	小山支店	(普)	234950	群馬銀行	小山支店	(普)	194633

事業主の皆様、労働者を採用する際は「労働条件通知書」の交付をお忘れなく！

※ 労働基準法第 15 条、労働準法施行規則第 5 条の規定により使用者は必ず労働条件通知書を労働者に交付することが義務になっています。

♦ 労働条件通知書を発行するタイミング ♦

1. 労働者を新たに雇用する場合

労働条件通知書は、労働基準法に基づき、すべての労働者を新たに雇用する際に交付する必要があります。

2. 労働条件が変更となる場合

労働条件に変更があった場合も、労働条件通知書の交付が必要です。
当事務所のホームページにひな型をご用意しておりますので、ぜひご活用ください。また、入退社や労働条件の変更があった際には、作成された労働条件通知書を当事務所までご共有くださいますようお願いいたします。

社会保険の定時決定のため、４月から６月の賃金台帳をお預かりします

今年も保険料や保険給付、年金の算定基礎になる標準報酬月額を決定する「定時改定」の時期となりました。定時改定は毎年 4・5・6月の給与を基準に9月（10 月支払分給与）から適用されます。随時、賃金台帳をお預りさせて頂きますのでよろしくお願いします。

令和 7 年度税制改正のポイント

令和７年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げが行われます。

1. 基礎控除の見直しとして、物価動向を踏まえ、控除額の上限が 48 万円から 58 万円へ（約 20%）引き上げられます。さらに、低～中所得者の税負担に配慮し、所得階層に応じて最大 37 万円の上乗せ措置が講じられます。

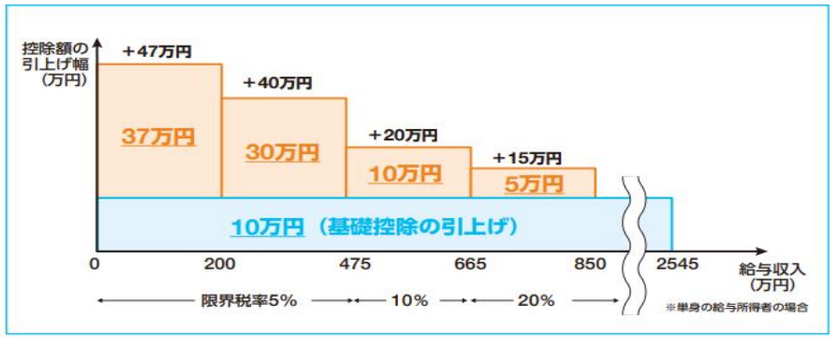

2. 給与所得控除の見直しとして、物価上昇や就業調整への対応を踏まえ、最低保障額が 55 万円から 65 万円へ引き上げられます。

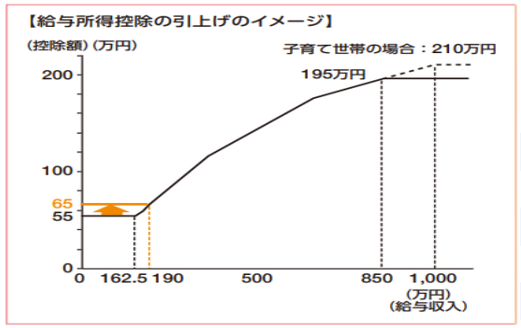

給与所得控除額

最低保証額：55 万円 ⇒ 65 万円

給 与 収 入	控 除 額
~~180 万 円 以 下~~	~~給与収入×40%　10 万円~~
360 万 円 以 下	給与収入×30%＋8 万円
660 万 円 以 下	給与収入×20%＋44 万円
850 万 円 以 下	給与収入×10%＋110 万円
850 万 円 超	195 万 円

3.【2025 年からの所得税の年収の壁】

令和 7 年分の年末調整から、配偶者控除の収入要件が 103 万円から 123 万円に引き上げられ、新たに「特定親族特別控除」が創設されました。

年収の壁の種類	収入が左記の金額以下である場合
123 万 円	税法上の扶養になることができる（扶養控除 38 万円） 配偶者控除（38 万円）を受けられる。
150 万 円	子等が 19 歳から 22 歳の場合、特定親族特別控除を全額受けられる。 （63 万円）※150 万円超～188 万円の控除額は段階的減少。
160 万 円	所得税がかからない 本人の年収が 1,095 万円以下かつ配偶者の年収が 160 万円以下であれば、配偶者特別控除が配偶者控除と同額の 38 万円となります。 ※配偶者の年収が 160 万円を超えると、控除額は段階的に減少します。配偶者の年収が 201.6 万円以上になると、配偶者特別控除は受けられません。